

【重要な注意事項】

〔当社の概要〕

商号等 丸三証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第167号
加入協会 日本証券業協会 一般社団法人資産運用業協会

〔手数料等について〕

1. 「株式」に関する手数料等について

(1) 募集、売出し等

- ・ 株式を募集等により取得する場合には、購入対価のみお支払いいただきます。

(2) 委託取引

- ・ 株式の売買取引には、約定代金に対し、最大税込み1.265%（2,750円に満たない場合には、2,750円）の委託手数料をいただきます。
- ・ 外国株式の外国取引にあたっては、約定代金に対し、最大税込み0.880%の国内取次手数料をいただきます。また外国金融商品取引所等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します。現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

(3) 信用取引

- ・ 信用取引を行うにあたっては、上記委託手数料のほかに、管理費および権利処理費等をいただきます。また買付の場合、買付代金に対する金利を、売付の場合、売付株式等に対する貸株料および品貸料をいただきます。

2. 「債券」に関する手数料等について

(1) 募集、売出し等又は相対取引

- ・ 債券を購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。

(2) 委託取引

- ・ 転換社債型新株予約権付社債を委託取引で売買する場合は、約定代金に対して、最大税込み1.10%の委託手数料をいただきます。

3. 「株価指数先物・オプション」に関する手数料等について

- ・ 先物取引には、約定価額に対し、最大税込み0.0880%（2,750円に満たない場合には、2,750円）を、またオプション取引には、約定価額に対し、最大税込み4.40%（2,750円に満たない場合には、2,750円）の委託手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

4. 「投資信託」に関する手数料等について

- ・ 申込手数料、換金（解約）手数料、信託財産留保額等をご負担いただきます。これらの費用の料率もしくは、その上限は投資信託毎に異なりますので各投資信託の投資信託説明書（目論見書）でご確認ください。
- ・ 信託報酬（投資信託毎に異なりますので各投資信託の投資信託説明書（目論見書）でご確認ください）、その他の費用等（監査報酬・有価証券等の売買にかかる手数料等）をご負担いただきます。

5. 「丸三ファンドラップサービス」に関する手数料等について

- ・ 「丸三ファンドラップサービス」（以下、「当サービス」と言います。）で主にご負担いただく費用は投資一任報酬と運用管理費用（信託報酬）です。
- ・ 投資一任報酬は年率税込1.10%（税抜1.00%）となります。投資一任報酬は、原則として四半期（1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月）ごとに計算し、お支払いいただきます。
- ・ 運用管理費用（信託報酬）は組入投資信託の日々の基準価額に反映され、年率税込0.3762%～0.7722%（税抜0.342%～0.702%）を間接的にご負担いただきます。また、その他費用は運用状況により変動するため、事前に上限額を示すことはできません。詳細は組入投資信託の投資信託説明書（交付目論見書）の「手続・手数料等」をご確認ください。

〔リスクについて〕

1. 「株式のリスク」

- ・ 株価の変動等によって損失が生じるおそれがあります。外国株式は、為替相場の変動等によっても損失が生じるおそれがあります。また、信用取引は、少額の保証金で当該保証金の額を上回る取引を行うことから、委託保証金の額を上回る多額の損失が発生する可能性があります。

2. 「債券のリスク」

- ・ 債券の価格は、市場の金利水準の変化に対応して変動しますので、償還前に換金する場合には、損失が生じるおそれがあります。外貨建債券は、為替相場の変動等によっても損失が生じるおそれがあります。

3. 「株価指数先物・オプションのリスク」

- ・ 対象とする株価指数の変動等によって、損失が生じるおそれがあります。株価指数先物取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことから、委託証拠金の額を上回る多額の損失が発生する可能性があります。また株価指数オプション取引は、その変動率が現実の株価指数に比べて大きくなる傾向があり、場合によっては委託証拠金の額を上回る多額の損失が発生する可能性があります。またオプションを行使できる期間には制限があります。

4. 「投資信託のリスク」

- ・ 投資信託は、株式・債券・投資信託証券など値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。リスクの要因については、各投資信託が投資する有価証券等により異なりますので、お申し込みに当たっては各投資信託の投資信託説明書（目論見書）をご覧ください。

5. 「丸三ファンドラップサービスのリスク・ご留意事項について」

【リスクについて】

- ・ 投資一任契約とは、当事者の一方が、相手方から、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部または一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該相手方のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約です。
- ・ 当サービスは投資一任契約に基づき受託された資産を投資信託に投資することで、お客様の資産の運用および管理を行うサービスです。運用による損益はすべてお客様に帰属します。また、契約資産の額（元本）が保証されず、損失が生じるリスクがあります。主なリスクは以下の通りです。
 - ①当サービスの組入投資信託は実質的に株式や債券等に投資します。株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映します。債券の価格は市場金利の変動等を受けて変動します。
 - ②円建ファンドラップは実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を大きく受けます。
 - ③有価証券等の発行者の経営・財務内容の変化およびそれらに関する外部評価の変化等による影響を受けます。
- ・ 当社のファンドラップサービスはほぼすべてが為替ヘッジを行っていない米ドル建資産で運用されているため、円建資産への投資や為替ヘッジを行った資産へ投資する他社のファンドラップ商品よりも、為替のエクスポージャー（資産残高に対する為替の影響を受ける残高）が大きくなります。
- ・ また、個別の投資信託のリスクについては投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご確認ください。

【ご投資にあたってのご留意事項】

- ・ お客様に当サービスによる運用をご提案する際に「丸三ファンドラップサービス契約締結前交付書面」をお渡しますので、お申込み前によくお読みください。
- ・ 当サービスをお申込みの際には、「丸三ファンドラップサービス投資一任契約約款」、「丸三ファンドラップサービス口座約款」等で契約内容をご確認ください。
- ・ 当サービスは金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ制度）の適用はありません。
- ・ 「丸三ファンドラップサービス口座約款」に記載のない事項については、「丸三ファンドラップサービス口座約款」および契約書類に反しない限り、「丸三の総合取引約款・規定集」の規定によるものとします。

本資料は投資判断の参考となる情報提供を目的とし、信頼できると思われる各種データに基づき作成したのですが、正確性・完全性を保証するものではありません。本資料に記載された意見・予測等は、作成時点における当社判断に基づくもので、今後、予告なしに変更される可能性があります。投資に関する最終決定はご自身の判断で行ってください。丸三証券及びその関連会社、役職員が、本資料に記載されている証券もしくは金融商品について、自己売買または委託売買取引を行うことがあります。このレポートのいかなる部分も一切の権利は丸三証券株式会社に帰属しており、電子的または機械的な方法を問わず、無断で複製または転送等を行うことを禁じます。